# 交 通 賠 償 法

( Traffic Accident Law )

1学期 土曜2・3時限【隔週】/集中 担当教員:藤村和夫

授業時間:75分×20回 研究室:教員研究室14

単 位 数:2単位 履修年次:3年次

# 授業の到達目標:

交通事故損害賠償をめぐる責任論と損害論につき、理論と実務の両面から基礎を把握する。

## 授業概要:

自動車事故は、私たちの身近なところにある日常的な事象であり、被害者であれ加害者であれ、常に、自らも当事者になる可能性の高いものである。ここでは、その自動車による交通事故に起因する損害賠償の問題を専ら民事法的側面から扱い、保険が関わる部分についても若干触れる。この問題は、大きく、責任論と損害論とに分けることができるが、責任論の分野では、民法の不法行為法の知識を基礎として、自動車損害賠償保障法という特別法の内容を理解することにも努める。また、損害論の分野では、人身損害が中心になるが、物件損害についても触れる。この分野における損害論に関する議論は、学校事故、医療事故、労災事故等の分野にも強い影響を及ぼしているものであって、非常に重要な意義を有する。その全体像に迫るべく努めたい。

#### 評価方法:

筆記試験と平常点(授業への出席、授業における議論への参加の度合)とを総合して評価する。その割合は、概ね、8:2とする。

## 教科書:

藤村和夫=山野嘉朗「新版 概説 交通事故賠償法」(日本評論社)

#### 参考書:

別冊ジュリスト「交通事故判例百選 (第4版)」(有斐閣)。 その他、適宜、論文等も紹介する。

# 授業計画:

以下は、およその進行予定である。

4月16日(土)(1回、2回) -3頁~45頁 序章 交通事故賠償法の概要

- 第 I 部 第 I 章 責任論 1 民法上の責任 2 自動車損害賠償法上の責任 (3 過失とは)
- 4月23日(土)(3回、4回) -45頁~67頁 4 共同不法行為
- 4月30日(土)(5回、6回) -68頁~84頁 第2章 自賠法における「運行」の意義
  - 第3章 運行供用者の意義と範囲 1 運行供用者と保有者および自賠責保険 2 運行供用者とは何か
- 5月7日(土)(7回、8回)-84頁~104頁3 運行供用者の範囲4 泥棒運転と保有者責任第4章 運行供用者の他人性1 はじめに2 妻は他人か
- 5月14日(土)(9回、10回) -105頁~132頁 3 好意・無償同乗者 4 共同運行供用者の他人性 5 運転補助者の他人性 第Ⅱ部 第5章 損害論 1 損害の意義
- 5月28日(土)(11回、12回) -132頁~157頁
  2 損害の分類
  第6章 損害の算定 2 休業損害 3 死亡・後遺障害逸失利益の生活費控除率
- 6月18日(土)(13回、14回) -157頁~179頁3 死亡・後遺障害逸失利益
- 6月25日(土)(15回、16回) -179頁~203頁 4 植物状態患者の場合 5 外国人の場合 6 損益相殺 7 損害賠償の方法 第7章 過失相殺
- 7月6日 (水) (17回、18回) -204頁~233頁 第8章 因果関係論の諸相
- 7月13日 (水) (19回、20回) -236頁~257頁 演習
- 7月20日(水)19:00~20:30 試験